

仕事と家庭の
両立支援に対する
助成金を受けたい

両立支援等助成金

趣旨・目的

仕事と家庭の両立等に取り組む事業主を支援します。

対象となる方・支援内容

■ 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し子の出生前6週間または出生後8週間以内に男性労働者に利用させた事業主に対して助成。

■ 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成。

■ 育児休業等支援コース

次の①～③の中小企業事業主④の事業主にそれぞれ助成。

- ① 育児取得時・職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主。
- ② 代替要員確保等：育児休業取得者の代替要員を新たな雇い入れまたは新たな派遣により確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主。
- ③ 職場復帰後支援：育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度（有給）を規定化及び両立支援制度を導入・周知し、特別休暇の利用者が出た事業主。

■ 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得または利用させた中小企業事業主に対して助成。

テレワークを「新規」
に導入される事業主

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に対して助成するものです。①機器等導入助成と②目標達成助成の二段階の申請ができます。

※助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認ください。厚労省HPへはこちらのQRコードからもアクセス可能です。

